物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更に関する決議

物資集積拠点に関する調査特別委員会の所管事項を市民の方にとって分かりやすくするため、下記のとおり物資集積拠点に関する調査特別委員会の名称変更について決議する。

記

１．変更後の委員会の名称
　　葛城市土地開発公社が先行取得した物資集積拠点に関する調査特別委員会

以上、決議する。

令和８年９月１８日

葛城市議会